

# 平成24年度輸入食品監視指導計画の概要

## 1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画(法第23条)をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第4条(食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

## 3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認  
(食品衛生監視員数:平成23年度393名→平成24年度399名)
- モニタリング検査<sup>※1</sup>の実施  
(平成23年度計画約86,100件→平成24年度計画約89,900件)
- 検査命令<sup>※2</sup>  
(平成23年4月現在:全輸出国の17品目および31ヶ国1地域の91品目  
→平成24年4月予定:全輸出国の17品目および27ヶ国1地域の78品目)
- 包括的輸入禁止規定<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

## 4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

## 5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導(いわゆる輸入相談)
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1:食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2:違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3:危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

## 6 主な新規掲載事項等

- 安全性審査を経ていない遺伝子組換え微生物を用いた食品添加物が輸入、販売された事案を踏まえ、検疫所において輸入者に対し、適宜製造工程を確認するよう指導する。
- 平成 23 年度に検査指標を変更したアフラトキシンについて、平成 24 年度においても引き続き、モニタリング検査件数を拡充し対応することとしている。
- 日中食品安全推進イニシアチブについて、平成 24 年度においても日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を推進させていくこととしている。